

様式第 1 号（第 5 条関係）

会議概要

会 議 の 名 称	令和 7 年久喜市選挙管理委員会第 4 回
開 催 年 月 日	令和 7 年 6 月 2 日（月）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午前 9 時 0 0 分から午前 1 0 時 2 0 分まで
開 催 場 所	久喜市役所 会議室棟 第 4 会議室
議 長 氏 名	飯島 光 委員長
出席委員（者）氏名	飯島 光 委員長 森田静也 委員長職務代理 飯田一夫 委員 橋本 勉 委員
欠席委員（者）氏名	なし
説 明 者 の 職 氏 名	選挙係長 蓮実純夫
事務局職員職氏名	選挙管理委員会事務局長 斧田直樹 選挙管理委員会事務局選挙係長 蓮実純夫 選挙管理委員会事務局選挙係 担当主査 前田淳紀 選挙管理委員会事務局選挙係 書記 中島宗久 選挙管理委員会事務局選挙係 書記 長谷川凜
会 議 次 第	1 開会 2 会議録署名委員の指名 3 委員長提出議案の上程 4 提案理由の説明 5 議案に対する質疑 6 討論・採決

	7 諸報告 8 閉会
配 布 資 料	議案書 久喜市長選挙長の費用弁償条例の一部改正に伴う新旧対照表 選挙人名簿登録者数・在外選挙人名簿登録者数一覧 令和7年6月定例会議日程（予定）
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	0 人

様式第 2 号（第 5 条関係）

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要
1 開会 議長（飯島委員長） ただ今から、令和 7 年久喜市選挙管理委員会第 4 回を開会いたします。 本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。 2 会議録署名委員 議長（飯島委員長） まず始めに、日程第 2 の会議録署名委員の指名ですが、今日はどなたで しょうか。 事務局（蓮実係長） 橋本委員です。 議長（飯島委員長） それでは、橋本委員さん、よろしくお願いします。 3 協議 議長（飯島委員長） 次に、日程第 3 の協議でございますが、協議第 1 号「久喜市選挙長等の 費用弁償条例の一部を改正する条例について」、事務局から朗読及び説明 をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、当該法案に準じ、久喜市選挙長等の費用弁償条例の改正を行うものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明について、何かご質疑はございますか。

無ければ、協議第一号は、原案どおり賛成することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり賛成といたします。

4 議案の上程

5 提案理由の説明

6 議案に対する質疑

7 討論・採決

次に、日程第4の議案の上程でございますが、本日の議案は11件でございます。

議案第11号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」及び議案第12号「選挙人名簿から抹消することについて」は、関連がございますので一括して上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

参考までに、地区別に申し上げますと、久喜地区、第１投票区から第１８投票区は、５６，７８１人、菖蒲地区、第１９投票区から第２５投票区は、１５，７２８人、栗橋地区、第２６投票区から第３２投票区は、２３，０３６人、鷺宮地区、第３３投票区から第４０投票区は、３１，８６９人となります。

今回の選挙人名簿登録者数は、前回の選挙時登録時と比較して、男６人減の６３，２６７人、女４８人減の６４，１４７人となり、総計５４人減の１２７，４１４人となります。

<新規登録者名簿と抹消者名簿を供覧>

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第１１号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」及び議案第１２号「選挙人名簿から抹消することについて」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、両案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第１３号「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を上程いたします。事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

今回の登録で、在外選挙人名簿の登録者数は、男性 32 人、女性 54 人、総計 86 人となります。

＜在外選挙人名簿登録申請書について（通知）を供覧＞

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第 13 号「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第 14 号「投票所の指定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

参議院議員通常選挙執行における投票所 40 か所を指定するものです。令和 6 年の衆議院議員総選挙執行時から変更がある投票所は、3 か所ございます。

第 14 投票区は、東一会館から久喜東コミュニティセンター集会室へ変更となりますが、こちらにつきましては、従前の投票所に戻ることになります。

第 18 投票区は、清久小学校体育館から清久コミュニティセンター集会室へ変更となりますが、こちらにつきましても、第 14 投票区同様、従前

の投票所に戻ることになります。

第33投票区につきましては、投票場所の変更はございませんが、ネーミングライツにより、名称が鷺宮体育センターから鷺宮プレイングMO P Sに変更となります。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ議案第14号「投票所の指定について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第15号「ポスター掲示場設置の場所の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置については、令和6年衆議院小選挙区選出議員選挙と同じ、計289か所となっております。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

橋本委員

議案に記載されている一覧表について、第33投票区4番の目標の名称が鷺宮プレイングMOP Sに変更されていないです。

事務局（蓮実係長）

失礼いたしました。一覧表の名称につきましては訂正させていただきます。

議長（飯島委員長）

他にご質疑はございますか。

無ければ、議案第15号「ポスター掲示場設置の場所の決定について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第16号「ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

埼玉県選挙管理委員会書記長からの通知では、24区画を目安に各市区町村選挙管理委員会にて判断するものとなっております。

埼玉県選挙管理委員会から現時点で立候補が予想されている人数が１０人前後との連絡があり、参議院の任期等を考慮した結果、当市では１８区画と判断し、議決を求めるものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第１６号「ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第１７号「登録の移替えの延期を定めることについて」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

登録の移替えを延期する期間を、令和７年６月１６日から第２７回参議院議員通常選挙執行期日までとするものです。

６月１５日現在の情報を元に選挙人名簿を調製します。市内転居については、この期間、異動処理をしないため、市内転居した有権者は、転居前の住所地の投票所で投票していただくことになります。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第17号「登録の移替えの延期を定めることについて」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

ここで次の議案についてですが、事務局から除斥（じょせき）事項の説明があります。

事務局（蓮実係長）

議案第18号及び議案第19号につきましては、近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者とその職務代理者の選任に係る議案でございます。

議案では、飯島委員長及び森田職務代理を選任することとさせていただいておりますが、地方自治法第189条第2項の規定により、当該委員は議案の審議に参加することができない除斥事項に該当することとなります。しかしながら、同項但し書きの規定によりまして、委員会の同意を得たときは、会議に出席し発言することができることとされております。

議案第18号は飯島委員長、議案第19号は森田委員長職務代理の除斥事項となります。

議長（飯島委員長）

議案第18号から議案第19号までについては、地方自治法第189条

第２項本文の規定に該当し、当該委員の除斥事項となりますが、同項但し書きの規定により、委員会の同意を得たときは、会議に出席し発言することができます。皆様同意していただけますでしょうか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

皆様からの同意をいただきましたので、地方自治法第１８９条第２項但し書きの規定を適用することとして議事を進めます。

次に、議案第１８号「開票管理者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の開票管理者に飯島委員長を選任するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第１８号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、第19号「開票管理者の職務を代理すべき者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の開票管理者の職務代理者に森田委員を選任するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第19号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第20号「公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

事前に請求のあった不在者投票希望者に対して、公示日前2日から投票用紙の送付を開始できるようにするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第20号「公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第21号「公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

事前に請求のあった在外選挙人に対して、公示日前2日から投票用紙を送付できるようにするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第21号「公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

本日の議案は、これですべて終了しました。

7 諸報告

令和7年6月定例会議日程（予定）

再開：6月9日(月)～7月7日(月)

日程：・一般質問 6月13日(金)・16日(月)

18日(水)・19日(木)

・議案質疑 6月23日(月)

・総務常任委員会・分科会 6月24日(火)

・最終日 7月 7日(月)

8 閉会

議長（飯島委員長）

以上で、久喜市選挙管理委員会を閉会とします。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和7年6月13日

委員長 飯 島 光

署名委員 橋 本 勉

